

市民部

議案第 1 0 9 号 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

「議案第 1 0 9 号 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明させていただきます。

当議案につきましては、市民文化会館の使用料を改定する議案でございます。

市民文化会館は、市民の文化活動や各種会合の会場として、利用していただき、文化振興等を図る目的で設置された施設でございます。

平成 2 年の歴史博物館の開館に合わせて建て替えを行い、現在の施設での運営を実施しています。

お手元の資料 2 ページをご覧ください。

施設の概要ですが、市民文化会館の貸室は 3 種類の部屋で構成しており、定員 120 名の多目的ホール、定員 30 名の会議室、同じく定員 30 名の和室となっております。それぞれの貸室について、午前、午後、夜間の 3 区分で貸館を行っております。

次に、3 ページ目をご覧ください。本議案での条例改正の内容及び

改正理由になります。

1 つ目に、使用料の改定について、施設使用料設定基準に基づく見直しを行うものであり、多目的ホールの午前及び午後の使用料の値上げでございます。また、夜間の使用料の値下げについては、午前、午後、夜間の区分において、1 時間当たりの単価を、他の公共施設の使用料と同様に、夜間も午前、午後の区分と同水準とするために、値下げするものでございます。

2 つ目に、午前、午後、夜間の 3 区分のそれぞれの区分で貸出するほか、全日区分でも貸出する規定がございましたが、「全日」の区分の使用料は、午前・午後・夜間の 3 区分の合計額であり、料金体系を簡素化するため、削除するものでございます。

4 ページから 6 ページまでは、施設使用料設定基準に基づく算定及び激変緩和措置についてのものです。

なお、4 ページの市民文化会館の使用料の算定方法については、すべての貸室における 1 m²あたり 1 時間単価の平均を算出し、同館の各室の面積、利用時間及び受益者負担割合を乗じて使用料を算出しております。

また、6 ページの市民文化会館の多目的ホールの乖離率は、約 38% となっており、+25% 超から +50% 以内の区分にあたるため、令和 9 年

4月に1.25倍に増額、令和11年4月に算定額通りに増額を行います。

7ページでは、各貸室の算定結果を記載しております。

条例施行日は、令和9年4月となり、令和11年4月には算定後の使用料となります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。